

性能向上計画認定建築物工事完了報告についてのお願い

性能向上計画認定建築物の工事完了時には 完了報告書の提出が必要です

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 13 条により、性能向上計画認定建築物に係る工事が完了したときは、速やかに「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書（完了報告書）」を提出してください。

提出の際には、以下の資料を添付くださいますようお願いいたします。（正・副 2 部）

- ☐ 報告書「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」（市施行細則 様式第 15 号）
- ☐ 委任状（代理者が認定申請時に報告手を委任されていない場合のみ）
- ☐ 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ☐ 工事完了後における全景写真
- ☐ 工事中の軽微な変更に関する図書（工事中に軽微な変更があった場合のみ）

○工事完了後における全景写真について

- ・太陽光発電設備がある場合は当該設備についても確認できるように写真を撮影して下さい。

お問い合わせ：大津市 建築指導課

TEL 077-528-2774

FAX 077-523-1505